

雇児総発 0331 第 7 号
障 障 発 0331 第 9 号
府 子 本 3 6 1
平成 29 年 3 月 31 日

障害保健福祉主管部（局）長
各都道府県 殿
児童福祉主管部（局）長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
（公印省略）

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（公印省略）

内閣府子ども・子育て本部
参事官（子ども・子育て支援担当）
（公印省略）

障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の
利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について

障害児支援に係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 65 号）により、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定することとなったところである。

このため、平成 30 年度からの第 1 期障害児福祉計画の実施に向け、厚生労働省において、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）

を改正し、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）として、平成 29 年 3 月 31 日に告示したところである。

この基本指針においては、障害児の健やかな育成のための発達支援を図るため、障害児支援の提供体制の整備等の成果目標や活動指標を盛り込んでいるところである。さらに、障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障害児福祉計画の作成に関する基本的事項として、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について盛り込んだところである。都道府県及び市町村におかれては、下記の内容を踏まえ、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握するとともに、その提供体制の整備に努められたい。

また、障害児福祉計画は、市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業計画と調和が保たれたものにする必要があるとともに、障害児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図る必要がある。

については、貴都道府県・市町村において障害児福祉計画を作成する際には、障害保健福祉担当部（局）と児童福祉担当部（局）が連携を図り、障害児支援の体制づくりに積極的に取り組んでいただくようお願いする。

なお、各都道府県におかれては、貴管内の市町村（指定都市及び中核市を含む。）に周知を図るようお願いする。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 基本指針における「障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備」の内容

第三 障害福祉計画等の作成に関する事項

一 障害福祉計画等の作成に関する基本的事項

4 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備

都道府県及び市町村は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、障害児通所支援等を利用する障害児の保護者に調査を行う等により把握し、都道府県及び市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利

用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を行うものとする。

2. 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握

障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを見込む際には、地域における児童の数の推移、現に子ども・子育て支援等を利用している障害児の数、現に子ども・子育て支援等を利用していない障害児やその保護者のニーズ、医療的ケアを必要とする障害児の数及びニーズ、障害児通所施設等の利用状況（保育所等と障害児通所施設との併行利用している場合を含む。）等の把握に努めることが必要である。

このため、障害児通所支援等を利用する障害児の保護者等へのアンケート調査やヒアリング調査又は障害児福祉計画の策定に当たっての実態調査やアンケート調査等によるニーズ調査等を行うことが適当である。

なお、ニーズ調査等については、郵送によるアンケート、障害種別や年齢別に対象者を選択してのアンケート又はヒアリング、障害児支援団体からのヒアリング等様々な方法が考えられるが、地域の実情等を勘案しつつ、適切な方法により実施されたい。

3. 利用ニーズを踏まえた提供体制の整備

都道府県及び市町村は、上記2で把握した子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえ、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業などの子ども・子育て支援等の地域資源の種別ごとに、利用ニーズを満たせる定量的な目標を障害児福祉計画において設定するものとする（別添の定量的な目標の設定（例）を参照）。

また、この定量的な目標を踏まえ、子ども・子育て支援等における障害児の受け入れの体制整備を行うとともに、設定した目標の達成状況等の分析および評価を行うことが望ましい。

4. 子ども・子育て支援事業計画との連携

都道府県及び市町村は、子ども・子育て支援事業計画の見直しを行う場合には、障害児福祉計画の目標等を反映し、障害児福祉計画と子ども・子育て支援事業計画が調和のとれたものとなるよう配慮されたい。

【定量的な目標の設定（例）】

種 別	利用ニーズ を踏まえた 必要な見込 み量（人）	定量的な目標（見込み）（人）		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育所				
認定こども園				
放課後児童健全育成 事業				
（ ）				
（ ）				